

第87回都市対抗野球大会特別規約

1. コールドゲーム

- ① 照明の故障またはこれに類する理由で試合続行不可能となり、球審によって打ち切りを命じられた試合(コールドゲーム)が正式試合となる規定回数「5回」を「7回」に置きかえて、規則 7.01(c) の規定を適用する。
- ② 本規約による正式試合となる回数に達したとき、またはそれ以降に得点差が「10点」になった場合、試合の打ち切りが宣告される。
- ③ 決勝試合には、①・② 両規約を適用しない。

2. 「延長回に関わる特別規則(タイ・ブレイク)」の適用(本大会にのみ適用する。)

- ① 延長11回を終え、両チームの得点が等しい場合は、12回よりタイ・ブレイクを適用する。
日本野球連盟(社会人野球)内規第6項を参照。
- ② 準決勝戦、決勝戦は、5時間を超えた場合、次のイニングからタイブレイクを適用する。
日本野球連盟(社会人野球)内規第6項を参照。

3. サスペンデッドゲーム (一時停止試合)

- ① 照明の故障またはこれに類する理由で試合続行不可能となり試合を打ち切った場合、本規約による正式試合となる回数に達していて両チームの得点が等しかったとき、及び正式試合となる回数に達していないときはサスペンデッドゲームとする。
ただし、正式試合となる回数に達していて勝敗が決定しているときはコールドゲームとする。
- ② 続行試合は、大会競技本部が協議して決定する。

4. 試合中の紛争処理

規則適用をめぐる紛争が生じた場合、その試合担当の審判員の責任で処理する。
ただし、審判員が裁定に苦しむときは、控え審判員及び大会規則委員が協議して裁定する。
この裁定は最終的なものである。